

## 確定拠出年金の拠出限度額等の引上げ

企業型確定拠出年金(DC)については、昨今の賃金の上昇を考慮し、拠出限度額が7,000円引上げられ、確定給付企業年金(DB)の掛金とあわせて月6.2万円となります。また、マッチング拠出における、企業年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えられないという要件が廃止されます。

個人型確定拠出年金(iDeCo)についても、DC同様に拠出限度額が7,000円引上げられ、第1号被保険者は国民年金基金の掛金とあわせて月7.5万円、第2号被保険者は月6.2万円となります。なお、第2号被保険者について勤務先の企業年金の有無による拠出限度額の不平等を解消するため、DB、DCとiDeCoの掛金合計で拠出限度額が月6.2万円になるように統一されます。

【図表】iDeCoの拠出限度額

| 国民年金区分と企業年金の加入状況   |                 | 現行                       | 改正案                    |
|--------------------|-----------------|--------------------------|------------------------|
| 第1号被保険者(国民年金基金と合算) |                 | 6.8万円                    | 7.5万円                  |
| 第2号被保険者            | 企業年金(DC・DB)の加入者 | 5.5万円-(DC+DB)<br>※2万円を上限 | 6.2万円-(DC+DB)<br>※上限撤廃 |
|                    | 企業年金の未加入者       | 2.3万円                    | 6.2万円                  |
| 第3号被保険者(改正なし)      |                 | 2.3万円                    |                        |

## 中小企業経営強化税制の延長及び見直し

中小企業等経営強化法による認定計画に基づく設備投資をした場合の特別償却又は税額控除について、一定の見直しの上で適用期限が令和9年3月31日まで2年間延長されます。

生産性向上設備(A類型)については、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかの指標が年1%以上向上するものとされます。

収益力強化設備(B類型)については、投資計画における投資利益率要件を7%に引き上げるほか、一定の要件を満たす売上高100億円を目指す中小企業については「建物」を対象設備に追加する等の拡充措置が設けられます。

そのほか、デジタル化設備(C類型)については廃止、暗号資産マイニング業の設備は対象外とする等の見直しがされます。

| 類型   | A(生産性向上)  | B(収益力強化)                 | C(デジタル化)                                  | D(経営資源集約化)                            |
|------|---|--------------------------|---|---------------------------------------|
| 要件   | 「単位時間当たり生産量」「歩留まり率」「投入コスト削減率」のいずれか(現行「生産性」のみ)が、旧モデル比年平均1%以上改善 | 投資収益率が年平均7%(現行5%以上)の投資計画 | 「遠隔操作」「可視化」「自動制御化」のいずれかに該当する設備<br>→改正案 廃止 | 修正 ROA(総資産利益率)または有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 |
| 対象設備 | 建物附属設備(60万円以上)、機械(160万円以上)、器具備品(30万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)        |                          |   |                                       |
| 税制措置 | 即時償却又は10%税額控除 ※資本金3,000万円超は7%税額控除                             |                          |   |                                       |
| 控除限度 | 中小企業投資促進税制と合わせて法人税額×20%(1年間繰越し可)                              |                          |   |                                       |

## 中小法人等の軽減税率の特例の延長

中小法人等の軽減税率の特例(年800万円以下の所得に対する特例税率15%)について、適用期限が令和9年3月31日以前に開始する事業年度まで2年延長されます。

ただし、所得金額が年10億円超の事業年度の場合には、特例税率は17%となり、グループ通算制度の適用法人については、特例税率は適用されず、19%の本則税率となります。

| 区分             |               | 税率                                      |                    |         |
|----------------|---------------|---|--------------------|---------|
| 大法人(資本金1億円超)   |               | 23.2%                                   |                    |         |
| 中小法人(資本金1億円以下) | 所得年800万円超の部分  |   |                    |         |
|                | 所得年800万円以下の部分 | ・過去3年間の平均所得15億円超<br>・グループ通算制度の適用法人(改正案) | 19%(本則)            |         |
|                |               | 上記以外の法人                                 | 所得年10億円超の事業年度(改正案) | 17%(特例) |
|                |               | 上記以外の事業年度                               | 15%(特例)            |         |

## 結婚・子育て資金贈与の非課税措置の延長

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の適用期限が2年延長されます。

| 区分         | 結婚・子育て資金の一括贈与                      | 教育資金の一括贈与                                   |
|------------|------------------------------------|---|
| 適用期限       | 令和9年3月31日まで                        | 令和8年3月31日まで                                 |
| 贈与者        | 直系尊属(父母や祖父母)                       |   |
| 受贈者        | 年齢条件                               | 子・孫(18歳以上50歳未満)                             |
|            | 所得制限                               | 子・孫(30歳未満)                                  |
| 対象費用の例     | 婚礼費用、新居の住居・引越費用、不妊治療・出産費用、子の医療・保育費 | 学校等への入学金・授業料・受験料・修学旅行・学用品費のほか、塾・習い事代        |
| 非課税限度額     | 1,000万円                            | 1,500万円                                     |
| 贈与者死亡時の相続税 | 残額の取扱い                             | 相続税の課税対象                                    |
|            | 2割加算                               | 相続税の課税対象<br>※受贈者が23歳未満等の場合を除く<br>孫等への2割加算あり |